

森町中小企業等事業継続強化事業補助金の実施要領

1 目的

町内の中小企業等の「新しい生活様式」に対応した事業活動を推進するため、新型コロナウイルス感染症に対応した事業継続計画又事業継続力強化計画（以下、「BCP等」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症防止対策を行う事業者に対して支出する費用の一部を支援することを目的とする。

2 補助対象者

(1) 森町内に事業所、店舗等を有する中小企業、小規模企業者（個人事業者含む）事業協同組合及び企業組合で、事業所得を有する者。

※中小企業基本法及び中小企業等協同組合法に規定する者。

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合又は有限責任事業組合（LLP）は、対象外。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する以下の者。

| 業 種 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------|
| | 資本金の額又は 出資金の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300 人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100 人以下 |
| ③サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |
| ④小売業 | 5,000 万円以下 | 50 人以下 |

3 補助対象事業

「新しい生活様式」に対応した事業活動を推進するため、新型コロナウイルス感染症に対応した BCP 等を策定（または変更）し、その計画に基づき、新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組む事業で、以下の条件を満たすこと。

- ・既に新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施していること。
- ・補助金交付決定後に事業を行うこと。
- ・今後も事業を継続する事業者であること。
- ・他の補助金の交付を受ける経費は補助対象外。

※ BCP 等

以下に示す静岡県が指定する「事業継続計画」の全て、又経済産業大臣が認定する「事業継続力強化計画」のうちいずれか一方を指す。なお、当補助金の申請以前に新型コロナウイルス感染症に対応した BCP 等を策定済みの場合は、新たに策定する必要はない。

- ・ 静岡県が指定する「事業継続計画」
感染症対策補助シート [被災想定と影響評価] と [対策と運用]
- ・ 経済産業大臣が認定する「事業継続力強化計画」
事業継続力強化計画 「自然災害」 + 「感染症」
事業継続力強化計画 「感染症のみ」

(取り組み例)

新型コロナウイルス感染症に対応した BCP 等に基づいて行う、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に伴い発生する費用

- ・ 消毒装置の購入・設置に係る経費。
- ・ 仕切用アクリル板の購入・設置に係る経費
- ・ 換気扇や網戸の購入・設置に係る経費
- ・ 座席のレイアウト変更など対人距離確保のための改修に係る経費 など

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

別表に定める経費であって、BCP 等に基づいて取り組むための費用。
但し、交付決定後の費目等の変更は認めない。

(2) 補助対象外の経費

新型コロナウイルス感染症に対応した BCP 等に基づかない、新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費は補助対象外とする。また、他の補助金の交付を受ける経費は補助対象外とするほか、単なる設備の更新や買換えなどとみなされる場合などは対象外で、BCP 等に基づいて取り組む内容であることが必要。

なお、その他個別に判断する場合がある。

5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定日から令和 4 年 2 月 26 日（金）までの間とする。

6 補助金の額

| 補助率 | 補助金上限額 |
|-----------------------------|-------------|
| 補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て) | 10万円(1万円以上) |

※補助金の交付は、消費税及び地方消費税を抜いた金額とします。

| | |
|------------------|---------------------|
| (例) 補助対象経費 (税抜き) | 補助金 |
| 200,000 円以上 | 100,000 円 (上限) |
| 20,800 円 | 10,000 円 (千円未満切り捨て) |

7 申請内容の変更等

採択を受けた後に申請した事業内容の変更及び取り止め、中止等は原則認めない。

8 補助金額の確定

補助金の額は、実績報告書に基づき補助対象経費の実支出の2分の1で算出した額とする。その場合、森町中小企業等事業継続強化事業補助金交付決定通知書に記載された補助金額を超えた場合でも増額は認めず、また、下回った場合はその確定した額とする。

9. 申請の流れ

交付申請⇒一括審査⇒交付決定⇒事業実施⇒報告書類提出⇒交付確定⇒振込

10 審査の結果及び交付決定の通知

申請受付期間の間、提出された交付申請につき、森町商工会にて審査を行う。審査の結果については、その決定に関し、申請者宛に通知するとともに別途交付決定通知書を交付する。但し、再発行はしない。また、審査の過程や内容等については公表しない。

11 申請手続きの方法

(1) 申請受付期間 令和3年11月19日(金)～令和3年12月17日(金)まで

(2) 提出方法 原則、商工会窓口を持参。

(3) 申請に必要な書類

①交付申請書(様式1)

②事業計画書(様式2)

③収支予算書(様式3)

④補助事業で予定する経費の見積書

⑤営業(事業)の実態が確認できる書類

法人の場合 登記簿謄本(登記事項証明書)の写し(3ヶ月以内のもの)

任意団体の場合 団体の規約など団体活動の分かるものと構成員名簿

個人の場合 直近の確定申告書(収支内訳書又は青色申告決算書含む)の写し又は開業届(所管税務署の受付印があるもの)の写し

(4) 申請者本人の確認書類

(例) 申請者の運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し

(5) 誓約書

12 事業完了後の報告に関する手続き

(1) 報告書提出期間

全ての事業が完了した場合は、速やかに以下に記す書類を提出する。

なお、最終提出日は、令和4年3月10日(木)とする。

(2) 提出方法

原則、商工会窓口を持参。

(3) 報告に必要な書類

- ①実績報告書（様式4）
- ②完了報告書（様式5）
- ③収支決算書（様式6）
- ④事業継続計画 または 事業継続力強化計画 の写し
- ⑤実施した事業の領収書もしくは振込明細書等（写し等可）
- ⑥実施した事業の内容が分かる書類
（例）購入等した物の写真等（設置場所が分かるもの）
- ⑦請求書（様式7）
- ⑧振込先口座が分かる通帳等の写し（表紙及び表紙の裏面）
※ 申請者と口座名義が同一のものに限る

(注意事項)

事業を実施した（支払いした）際の領収書の写しもしくは振込明細書等は、必ず必要になりますので、大切に保管してください。

※領収書等の写し（支払った金額が確認できるもの）がない場合は、補助金の対象になりませんのでご注意ください。

13 書類の提出先

〒437-0215

静岡県周智郡森町森 20-9 森町商工会

14 その他

- (1) 補助事業採択者は、商工会ホームページで公表させていただきますので、ご了承ください。
- (2) 申請は、1事業者1回限りです。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象経費：BCP 等に基づいて取り組むための以下の設備及び消耗品（例示）

1 設備費

| 用 途 | 対 象 設 備 | 対象外設備 |
|-----------|---|----------------------------------|
| キャッシュレス決済 | キャッシュレス決済に用いる端末（ソフトウェア含む）及び配線 | 主用途がキャッシュレス決済となっていない端末や配線は対象外 |
| 発熱等確認 | 熱感知カメラ（サーモグラフィー）、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板、パルスオキシメーター | |
| 換気 | 空気清浄機、空気循環サーキュレーター（扇風機）、網戸、換気扇、CO ₂ 濃度測定器 | 空気清浄機能や換気機能がないエアコン |
| 滅菌 | 非接触型消毒液噴霧器（感応式、足踏式）、衣服等滅菌装置、紫外線滅菌装置、スリッパ消毒装置、加湿器、湿度計、オゾン発生装置、消毒液設置台 | 次亜塩素酸水噴霧器 |
| 手洗い | 除菌電解水給水器、引き落とし式ペーパータオルホルダー | ハンドドライヤー |
| 接触防止 | パーティション、アクリル板、ビニールカーテン、人感センサー付き照明器具、センサー型自動水栓、送迎車用ビニールシート、自動扉、足下への距離表示シール、三密防止啓発のための掲示物 | |
| 顧客情報の管理 | 顧客情報管理用の端末 | 顧客管理に使用するための端末で単なるパソコンの買換え等は対象外。 |

2 消耗品費

新型コロナウイルス感染症対策で必要とする消耗品

| 用 途 | 対象となる消耗品の例 |
|------|---|
| 滅菌 | 手指消毒液、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（備品消毒用）、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水 等 |
| 手洗い | ペーパータオル、せっけん（詰め替え用） 等 |
| 接触防止 | フェイスシールド、使い捨てマスク、使い捨て手袋 等 |

注1：設備の修繕費用や取付け費用、配送手数料は対象に含まれます。

注2：その他の設備等が対象に含まれるかどうかは、個別に御相談ください。